



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年6月12日(水) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
河川課	管理調整監	長谷川 ひろみ	内線 4631 直通 058-272-8597 FAX 058-278-2753
技術検査課	建設業企画監	溝口 智久	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概要

多治見土木事務所発注の「公共 大規模特定河川事業（広域河川）（土岐橋下部工）（債務）工事」において、（株）今井土木が仮設歩道を設置した際に、フェンスの設置等の転落防止措置を講じなかったため、通行人が水路に転落し、負傷する事故が生じた。

2 対応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第1第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

（株）今井土木（本店：瑞浪市）

4 停止期間

令和6年6月13日から8月12日まで（2カ月）

5 参考

○「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が**別表第1**又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1カ月以上6カ月以内